

公益社団法人 日本精神神経学会「フォリア賞」規約

(目的)

第1条 本賞は、2007年まで Psychiatry and Clinical Neurosciences (PCN 誌)を刊行してきたフォリア発行会より恵贈された基金をもとにして、PCN 誌に発表された優秀論文を顕彰し、精神医学の発展に寄与することを目的とする。

(受賞対象)

第2条 本賞の受賞論文は、該当年（1月～12月）に PCN 誌に発表された優秀論文 1本（原則）とする。

(受賞内容)

第3条 本賞の受賞論文の著者には総会において賞状および副賞が授与され、著者代表に講演の機会が与えられる。

(フォリア賞選考委員会)

第4条 本賞の受賞候補論文を選考するためにフォリア賞選考委員会を置く。本委員会はPCN 誌編集委員のうち10名程度と PCN 誌編集委員会委員長、副委員長、担当理事で構成される。なお、フォリア賞選考委員会委員長はPCN 誌編集委員会が決定する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(受賞論文の決定)

第5条 理事会は、フォリア賞選考委員会委員長からの選考結果の報告に基づいて受賞論文を決定する。

申し合わせ事項

1. フォリア賞選考委員はノミネート論文を規約と申し合わせ事項に従って評価し、最終的にフォリア賞選考委員会で合議の上、受賞論文を決定する。
2. 被推薦論文の共著者などの利益相反のある選考委員会委員は、フォリア賞選考委員会における当該の論文の審査は行わない。
3. フォリア賞選考委員会委員長は、被推薦論文の審査に必要と考えられた場合は、若干名の非選考委員（海外の非学会員を含む）に書面評価を依頼することができる。
4. 受賞論文の著者（correspondence author）への連絡はフォリア賞選考委員会委員長が行なう。
5. 副賞は10万円相当のものとする。

付則

- 一 この規則は、理事会の承認を得て改定できるものとする。
- 二 本規則は平成21年7月18日より施行する。

平成22年 3月20日一部改定

平成27年 11月21日一部改定

平成30年 1月20日一部改定

令和3年 3月20日一部改定